

章・節	H24 水防計画	H25 水防計画 (案)																																																				
	<p>平成 24 年度兵庫県水防計画 第 4 章 気象状況の通知 第 1 節 気象注意報、気象警報</p> <p>1 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準 (P62 ~ 65 参照)</p> <p>2 津波注意報及び津波警報の種類並びに発表基準</p> <p style="text-align: right;">(平成 24 年 4 月 1 日時点)</p> <table border="1" data-bbox="270 762 1291 1461"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>発表基準</th> <th>解説</th> <th>発表される津波の高さ</th> <th>発表官署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>大津波</td> <td>予想される津波の高さが高いところで 3 m 以上である場合</td> <td>「3m」, 「4m」 「6m」, 「8m」 「10m 以上」</td> <td rowspan="3">気象庁本庁又は大阪管区気象台</td> </tr> <tr> <td>津波</td> <td>予想される津波の高さが高いところで 1 m 以上 3 m 未満である場合</td> <td>「1m」, 「2m」</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで、0.2m 以上 1 m 未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合</td> <td>高いところで 0.5 m 程度の津波が予想されますので、注意してください。</td> <td>「0.5m」</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波注意報又は津波警報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p>注 2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>注 3) 発表基準については、改定が予定されている。</p>	種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	発表官署	津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで 3 m 以上である場合	「3m」, 「4m」 「6m」, 「8m」 「10m 以上」	気象庁本庁又は大阪管区気象台	津波	予想される津波の高さが高いところで 1 m 以上 3 m 未満である場合	「1m」, 「2m」	津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m 以上 1 m 未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで 0.5 m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」	<p>平成 25 年度兵庫県水防計画 第 4 章 気象状況の通知 第 1 節 気象注意報、気象警報</p> <p>1 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準 (P64 ~ 67 参照)</p> <p>2 津波注意報、警報の種類及び発表基準 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 (津波警報・注意報)</p> <p>気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、地震発生後、約 3 分で大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。</p> <p style="text-align: right;">津波警報等の種類と発表される津波の高さ等 (平成 25 年 4 月 1 日時点)</p> <table border="1" data-bbox="1403 751 2605 1614"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th rowspan="2">津波の高さ予想の区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動</th> <th rowspan="2">発表官署</th> </tr> <tr> <th>数値での発表</th> <th>定性的表現での発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合</td> <td>10m < 高さ</td> <td>10m 超</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> <td rowspan="3">気象庁本庁又は大阪管区気象台</td> </tr> <tr> <td>5 m < 高さ 10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3 m < 高さ 5 m</td> <td>5 m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合</td> <td>1 m < 高さ 3 m</td> <td>3 m</td> <td>高い</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td> <td>0.2m 高さ 1 m</td> <td>1 m</td> <td>(表記なし)</td> <td>陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p>注 2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>注 3) 発表基準については、改定が予定されている。(削除)</p>	津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	発表官署	数値での発表	定性的表現での発表	大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁又は大阪管区気象台	5 m < 高さ 10m	10m	3 m < 高さ 5 m	5 m	津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	1 m < 高さ 3 m	3 m	高い			津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 高さ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。		<p>気象業務法改正 (H25.3.7) により、津波警報を変更した。予想される津波の高さを 5 段階とし、「巨大」や「高い」といった言葉を用いた発表となった。</p>
種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	発表官署																																																		
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで 3 m 以上である場合	「3m」, 「4m」 「6m」, 「8m」 「10m 以上」	気象庁本庁又は大阪管区気象台																																																		
	津波	予想される津波の高さが高いところで 1 m 以上 3 m 未満である場合	「1m」, 「2m」																																																			
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m 以上 1 m 未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで 0.5 m 程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」																																																			
津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	発表官署																																																
			数値での発表	定性的表現での発表																																																		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで 3 m を超える場合	10m < 高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁又は大阪管区気象台																																																
		5 m < 高さ 10m	10m																																																			
		3 m < 高さ 5 m	5 m																																																			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで 1 m を超え、3 m 以下の場合	1 m < 高さ 3 m	3 m	高い																																																		
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで 0.2 m 以上、1 m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m 高さ 1 m	1 m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																																																	

章・節	H24 水防計画	H25 水防計画 (案)															
		<p>3 津波情報</p> <p>大津波警報・津波警報・注意報を公表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を公表する。</p> <p style="text-align: center;">津波情報の種類と発表内容 (平成 25 年 4 月 1 日時点)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 35%;">情報の種類</th> <th style="width: 60%;">発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">津 波 情 報</td> <td>津波到達予想時刻・予測される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値 (メートル単位) または 2 種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項 (津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表</td> </tr> <tr> <td>津波に関するその他の情報</td> <td>津波に関するその他必要な事項を発表</td> </tr> </tbody> </table> <p>(津波観測に関する情報)</p> <p>大津波警報・津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を公表している沿岸で、観測された津波の高さが 1 m 以下のとき、又は津波警報を公表している沿岸で、観測された津波の高さが 20 cm 未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。</p>		情報の種類	発表内容	津 波 情 報	津波到達予想時刻・予測される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値 (メートル単位) または 2 種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項 (津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	<p>予測される津波の高さ等、津波情報について追記。</p>
	情報の種類	発表内容															
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予測される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値 (メートル単位) または 2 種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項 (津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]															
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表															
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表															
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表															
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表															

章・節	H24 水防計画	H25 水防計画																																																																																																																																																																											
	<p>第5章 水防指令及び水防警報 第2節 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>3 水防警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階(待機)</td> <td>水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</td> </tr> <tr> <td>第2段階(準備)</td> <td>水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</td> </tr> <tr> <td>第3段階(出動)</td> <td>水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。</td> </tr> <tr> <td>第4段階(解除)</td> <td>水防活動の終了の通知を行う。</td> </tr> <tr> <td>適宜水位</td> <td>水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 水防警報の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>量水標</th> <th>第1段階(待機)</th> <th>第2段階(準備)</th> <th>第3段階(出動)</th> <th>第4段階(解除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猪名川</td> <td>小戸</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達する時</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する30分前</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>藻川</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加古川</td> <td>国包</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>東条川</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万願寺川</td> <td>万願寺</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達した時</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>揖保川</td> <td>龍野</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>中川・元川</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗栖川</td> <td>東栗栖</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達した時</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>林田川</td> <td>誉</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達した時</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>円山川</td> <td>立野</td> <td rowspan="3">水防団待機水位(指定水位)に達した時又ははん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前</td> <td rowspan="3">はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前</td> <td rowspan="3">はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前</td> <td rowspan="3">水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時</td> </tr> <tr> <td>奈佐川</td> <td>宮井</td> </tr> <tr> <td>出石川</td> <td>弘原</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。 注2) 水防警報を公表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。</p>	種類	内容	第1段階(待機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	第2段階(準備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。	第3段階(出動)	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。	第4段階(解除)	水防活動の終了の通知を行う。	適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。	河川名	量水標	第1段階(待機)	第2段階(準備)	第3段階(出動)	第4段階(解除)	猪名川	小戸	水防団待機水位(指定水位)に達する時	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する30分前	水防活動の必要がなくなった時	藻川						加古川	国包	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時	東条川						万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時	揖保川	龍野	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時	中川・元川						栗栖川	東栗栖	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時	林田川	誉	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時	円山川	立野	水防団待機水位(指定水位)に達した時又ははん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時	奈佐川	宮井	出石川	弘原	<p>第5章 水防指令及び水防警報 第2節 国土交通大臣の発する水防警報</p> <p>3 水防警報</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階(待機)</td> <td>水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。</td> </tr> <tr> <td>第2段階(準備)</td> <td>水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。</td> </tr> <tr> <td>第3段階(出動)</td> <td>水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。</td> </tr> <tr> <td>第4段階(解除)</td> <td>水防活動の終了の通知を行う。</td> </tr> <tr> <td>適宜水位</td> <td>水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(津波時) 姫路河川国道事務所のみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3段階(出動)</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> </tr> <tr> <td>第4段階(解除)</td> <td>水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 水防警報の発令基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>量水標</th> <th>第1段階(待機)</th> <th>第2段階(準備)</th> <th>第3段階(出動)</th> <th>第4段階(解除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猪名川</td> <td>小戸</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達する時</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する30分前</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>藻川</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加古川</td> <td>国包</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>東条川</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>万願寺川</td> <td>万願寺</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達した時</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>揖保川</td> <td>龍野</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>中川・元川</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>栗栖川</td> <td>東栗栖</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達した時</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>林田川</td> <td>誉</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>水防団待機水位(指定水位)に達した時</td> <td>はん濫注意水位(警戒水位)に達した時</td> <td>水防活動の必要がなくなった時</td> </tr> <tr> <td>円山川</td> <td>立野</td> <td rowspan="3">水防団待機水位(指定水位)に達した時又ははん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前</td> <td rowspan="3">はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前</td> <td rowspan="3">はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前</td> <td rowspan="3">水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時</td> </tr> <tr> <td>奈佐川</td> <td>宮井</td> </tr> <tr> <td>出石川</td> <td>弘原</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。 注2) 水防警報を公表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。</p>	種類	内容	第1段階(待機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	第2段階(準備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。	第3段階(出動)	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。	第4段階(解除)	水防活動の終了の通知を行う。	適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。	種類	内容	第3段階(出動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	第4段階(解除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。	河川名	量水標	第1段階(待機)	第2段階(準備)	第3段階(出動)	第4段階(解除)	猪名川	小戸	水防団待機水位(指定水位)に達する時	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する30分前	水防活動の必要がなくなった時	藻川						加古川	国包	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時	東条川						万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時	揖保川	龍野	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時	中川・元川						栗栖川	東栗栖	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時	林田川	誉	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時	円山川	立野	水防団待機水位(指定水位)に達した時又ははん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時	奈佐川	宮井	出石川	弘原	<p>姫路河川国道事務所が発する津波時の水防警報の種類について追記。</p>
種類	内容																																																																																																																																																																												
第1段階(待機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。																																																																																																																																																																												
第2段階(準備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。																																																																																																																																																																												
第3段階(出動)	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。																																																																																																																																																																												
第4段階(解除)	水防活動の終了の通知を行う。																																																																																																																																																																												
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。																																																																																																																																																																												
河川名	量水標	第1段階(待機)	第2段階(準備)	第3段階(出動)	第4段階(解除)																																																																																																																																																																								
猪名川	小戸	水防団待機水位(指定水位)に達する時	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する30分前	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
藻川																																																																																																																																																																													
加古川	国包	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
東条川																																																																																																																																																																													
万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
揖保川	龍野	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
中川・元川																																																																																																																																																																													
栗栖川	東栗栖	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
林田川	誉	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
円山川	立野	水防団待機水位(指定水位)に達した時又ははん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時																																																																																																																																																																								
奈佐川	宮井																																																																																																																																																																												
出石川	弘原																																																																																																																																																																												
種類	内容																																																																																																																																																																												
第1段階(待機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。																																																																																																																																																																												
第2段階(準備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。																																																																																																																																																																												
第3段階(出動)	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。																																																																																																																																																																												
第4段階(解除)	水防活動の終了の通知を行う。																																																																																																																																																																												
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。																																																																																																																																																																												
種類	内容																																																																																																																																																																												
第3段階(出動)	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。																																																																																																																																																																												
第4段階(解除)	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。																																																																																																																																																																												
河川名	量水標	第1段階(待機)	第2段階(準備)	第3段階(出動)	第4段階(解除)																																																																																																																																																																								
猪名川	小戸	水防団待機水位(指定水位)に達する時	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する30分前	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
藻川																																																																																																																																																																													
加古川	国包	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
東条川																																																																																																																																																																													
万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
揖保川	龍野	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
中川・元川																																																																																																																																																																													
栗栖川	東栗栖	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
林田川	誉	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時																																																																																																																																																																								
円山川	立野	水防団待機水位(指定水位)に達した時又ははん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時																																																																																																																																																																								
奈佐川	宮井																																																																																																																																																																												
出石川	弘原																																																																																																																																																																												

章・節	H24 水防計画	H25 水防計画													
		<p>(津波時) 姫路河川国道事務所のみ</p> <table border="1" data-bbox="1409 298 2626 751"> <thead> <tr> <th data-bbox="1418 304 1576 367">河川名</th> <th data-bbox="1576 304 1706 367">観測所名</th> <th data-bbox="1706 304 2041 367">第1段階(出動)</th> <th data-bbox="2041 304 2617 367">第2段階(解除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1418 367 1576 550">加古川</td> <td data-bbox="1576 367 1706 550">国包</td> <td data-bbox="1706 367 2041 550">津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき</td> <td data-bbox="2041 367 2617 550">津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 550 1576 751">揖保川 中川 元川</td> <td data-bbox="1576 550 1706 751">龍野</td> <td data-bbox="1706 550 2041 751">津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき</td> <td data-bbox="2041 550 2617 751">津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	観測所名	第1段階(出動)	第2段階(解除)	加古川	国包	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	揖保川 中川 元川	龍野	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき	<p>姫路河川国道事務所が発する津波時の水防警報の発令基準について追記。</p>
河川名	観測所名	第1段階(出動)	第2段階(解除)												
加古川	国包	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき												
揖保川 中川 元川	龍野	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき												

章・節		H24 水防計画				H25 水防計画				発表基準の見直しによる修正 (気象台)
		参考資料				参考資料				
		大雨注意報・警報基準				大雨注意報・警報基準				
種類		大雨警報(土砂災害)基準		大雨警報(浸水害)基準		大雨警報(土砂災害)基準		大雨警報(浸水害)基準		
一次細分区域	二次細分区域	土壌雨量指数基準		雨量基準		土壌雨量指数基準		雨量基準		
兵庫県 南部	神戸市	120		R1=60	79		R1=40			
	尼崎市			R1=50	130		R1=30			
	西宮市	151		平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	99		平地地: R1=25 平地地以外: R1=30			
	芦屋市	159		R1=60	104		R1=30			
	伊丹市	124		R3=100	81		R3=50			
	宝塚市	124		R1=70	81		R1=30			
	川西市	124		平地地: R1=50 平地地以外: R1=70	81		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40			
	三田市	119		R1=60	78		R1=30			
	猪名川町	138		R1=70	91		R1=30			
	西脇市	131		平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	102		R1=30			
	篠山市	126		R1=60	98		R1=40			
	丹波市	140		R1=60	109		R1=30			
	多可町	129		R1=60	100		R1=40			
	宍粟市	110		平地地以外: R1=60	88		平地地以外: R1=40			
	市川町	123		R1=50	98		R1=30			
	福崎町	123		R1=50	98		R1=30			
	神河町	130		R1=60	104		R1=30			
	佐用町	130		R1=50	104		R1=30			
	明石市	125		R1=50	96		R1=25			
	加古川市	117		R1=50	90		R1=30			
	三木市	119		R1=60	91		R1=40			
	高砂市	117		R1=50	90		R1=30			
	小野市	125		平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	96		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40			
	加西市	117		平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	90		平地地: R1=30 平地地以外: R3=60			
	加東市	125		R1=60	96		R1=40			
	稲美町	122		平地地: R1=50あるいはR3=70 平地地以外: R3=70	93		平地地: R1=30あるいはR3=40 平地地以外: R3=40			
	播磨町			R1=50あるいはR3=70	107		R1=30あるいはR3=40			
	姫路市	110		R1=50	80		R1=30			
	相生市	124		平地地: R1=45 平地地以外: R1=60	90		平地地: R1=20 平地地以外: R1=30			
	赤穂市	134		平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	97		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40			
	たつの市	112		平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	81		平地地: R1=25 平地地以外: R1=30			
	太子町	115		R1=50	83		R1=30			
上郡町	132		R1=50	96		R1=30				
洲本市	141		平地地: R1=60 平地地以外: R1=70あるいはR3=130	100		平地地: R1=40 平地地以外: R1=40あるいはR3=90				
南あわじ市	116		R1=60	82		R1=30				
淡路市	110		平地地: R1=60 平地地以外: R3=140	78		平地地: R1=30 平地地以外: R3=60				
兵庫県 北部	豊岡市	109		平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	89		平地地: R3=60 平地地以外: R1=30			
	香美町	127		平地地以外: R1=90	104		平地地以外: R1=60			
	新温泉町	163		平地地以外: R1=60	133		平地地以外: R1=30			
	養父市	142		平地地以外: R1=60	109		平地地以外: R1=40			
	朝来市	138		平地地以外: R1=70	106		平地地以外: R1=40			
		雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。 雨量基準欄において「平地地」「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。 土壌雨量指数基準は1km格子毎に設定しており、市町内における最低値を記載している。				雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。 雨量基準欄において「平地地」「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。 土壌雨量指数基準は1km格子毎に設定しており、市町内における最低値を記載している。				

水防計画新旧対照表 (H24 H25)

章・節

H24 水防計画

H25 水防計画

洪水注意報・警報基準							
種類		洪水警報基準			洪水注意報基準		
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
兵庫県 南部	神戸市	R1=60	明石川流域=20 伊川流域=10 新湊川流域=12 武庫川流域=33	平地地: R1=45 and明石川流域=12	R1=40	明石川流域=16 伊川流域=10 新湊川流域=6 武庫川流域=18	平地地: R1=30 and明石川流域=12
	尼崎市	R1=50			R1=30	武庫川流域=20	
	西宮市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70		平地地: R1=30 and武庫川流域=21	平地地以外: R1=30		平地地: R1=20 and武庫川流域=21
	芦屋市	R1=60			R1=30		
	伊丹市	R3=100	武庫川流域=36		R3=50	武庫川流域=18	
	宝塚市	R1=70	武庫川流域=36 波豆川流域=16	平地地: R3=90 and武庫川流域=19	R1=30	武庫川流域=22 波豆川流域=13	平地地: R3=60 and武庫川流域=19
	川西市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70			平地地: R1=30 平地地以外: R1=40		
	三田市	R1=60	武庫川流域=28 羽東川流域=11 青野川流域=12		R1=30	武庫川流域=22 羽東川流域=7 青野川流域=10	
	猪名川町	R1=70	猪名川流域=13	R1=50 and猪名川流域=10	R1=30	猪名川流域=10	
	西脇市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	加古川流域=33 杉原川流域=16 野間川流域=15		R1=30	加古川流域=26 杉原川流域=10 野間川流域=12	
	篠山市	R1=60	篠山川流域=23 東条川流域=18 武庫川流域=15		R1=40	篠山川流域=15 東条川流域=10 武庫川流域=12	
	丹波市	R1=60	加古川流域=37 篠山川流域=16 竹田川流域=25		R1=30	加古川流域=30 篠山川流域=13 竹田川流域=20	
	多可町	R1=60	杉原川流域=12 野間川流域=11		R1=40	杉原川流域=10 野間川流域=9	
	宍粟市	R1=60	菅野川流域=9 伊沢川流域=9 引原川流域=18 千種川流域=13 志文川流域=6		R1=40	菅野川流域=7 伊沢川流域=7 引原川流域=10 千種川流域=10 志文川流域=5	
	市川町	R1=50	市川流域=30	平地地: R3=40 and市川流域=23	R1=30	市川流域=17	
	福崎町	R1=50	市川流域=30		R1=30	市川流域=18	
	神河町	R1=60	小田原川流域=11 越知川流域=14	R1=45and市川流域=14	R1=30	小田原川流域=6 越知川流域=14	
	佐用町	R1=50	千種川流域=22 佐用川流域=17 志文川流域=16		R1=30	千種川流域=16 佐用川流域=14 志文川流域=13	
	明石市	R1=50	明石川流域=18		R1=25	明石川流域=11	
	加古川市	R1=50	法華山谷川流域=9		R1=30	法華山谷川流域=5	
	三木市	R1=60	美藪川流域=23 志染川流域=12		R1=40	美藪川流域=12 志染川流域=10	
	高砂市	R1=50	天川流域=11 法華山谷川流域=11		R1=30	天川流域=6 法華山谷川流域=9	
	小野市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	東条川流域=18 万願寺川流域=18		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	東条川流域=14 万願寺川流域=11	
	加西市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	万願寺川流域=17 下里川流域=9		平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	万願寺川流域=14 下里川流域=7	
	加東市	R1=60	東条川流域=18		R1=40	東条川流域=9	
	福美町	平地地: R1=50あるいは R3=70 平地地以外: R3=70			平地地: R1=30あるいは R3=40 平地地以外: R3=40		
	播磨町	平地地: R1=50 R3=70			平地地: R1=30 R3=40		
	姫路市	R1=50	夢前川流域=16 菅生川流域=8 林田川流域=13 天川流域=8 大津茂川流域=11		R1=30	夢前川流域=13 菅生川流域=6 林田川流域=7 天川流域=4 大津茂川流域=9	
	相生市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60			平地地: R1=20 平地地以外: R1=30		
	赤穂市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	千種川流域=23		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	千種川流域=18	
	たつの市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	林田川流域=14 栗栖川流域=9		平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	林田川流域=9 栗栖川流域=7	
	兵庫県 南部	太子町	R1=50	林田川流域=15 大津茂川流域=9		R1=30	林田川流域=12 大津茂川流域=6
上都町		平地地以外: R1=50	千種川流域=27 安室川流域=7 鞍屋川流域=12		平地地以外: R1=30	千種川流域=20 安室川流域=6 鞍屋川流域=10	
洲本市		平地地: R1=60 平地地以外: R1=70 R3=130	洲本川流域=15	平地地: R1=45 and洲本川流域=10	平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 R3=90	洲本川流域=8	
南あわじ市		R1=60	三原川流域=27 大日川流域=20		R1=30	三原川流域=15 大日川流域=16	
淡路市		平地地: R1=60 平地地以外: R3=140			平地地: R1=30 平地地以外: R3=60		
豊岡市		平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	竹野川流域=18 福瀬川流域=17 六方川流域=5	平地地: R3=30 and円山川流域=32	平地地: R3=60 平地地以外: R1=30	竹野川流域=14 福瀬川流域=14 六方川流域=4	平地地: R3=20 and円山川流域=32
香美町		R1=90	矢田川流域=16 佐津川流域=10	R3=90and矢田川流域=15	R1=60	矢田川流域=10 佐津川流域=8	
兵庫県 北部	新温泉町	R1=60	岸田川流域=12 久斗川流域=11		R1=30	岸田川流域=10 久斗川流域=9	
	養父市	R1=60	円山川流域=46 八木川流域=19 大屋川流域=18 建屋川流域=12 明延川流域=10		R1=40	円山川流域=37 八木川流域=15 大屋川流域=9 建屋川流域=10 明延川流域=10	
	朝来市	R1=70	円山川流域=22 神子畑川流域=6 市川流域=17	R3=60and円山川流域=20	R1=40	円山川流域=18 神子畑川流域=4 市川流域=9	

雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
雨量基準欄において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。

洪水注意報・警報基準							
種類		洪水警報基準			洪水注意報基準		
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
兵庫県 南部	神戸市	R1=60	明石川流域=20 伊川流域=12 新湊川流域=12 武庫川流域=33	平地地: R1=45 and明石川流域=12	R1=40	明石川流域=16 伊川流域=10 新湊川流域=6 武庫川流域=18	平地地: R1=30 and明石川流域=12
	尼崎市	R1=50			R1=30	武庫川流域=20	
	西宮市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70		平地地: R1=30 and武庫川流域=21	平地地以外: R1=30		平地地: R1=20 and武庫川流域=21
	芦屋市	R1=60			R1=30		
	伊丹市	R3=100	武庫川流域=36		R3=50	武庫川流域=18	
	宝塚市	R1=70	武庫川流域=36 波豆川流域=16	平地地: R3=90 and武庫川流域=19	R1=30	武庫川流域=22 波豆川流域=13	平地地: R3=60 and武庫川流域=19
	川西市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=70			平地地: R1=30 平地地以外: R1=40		
	三田市	R1=60	武庫川流域=28 羽東川流域=11 青野川流域=12		R1=30	武庫川流域=22 羽東川流域=7 青野川流域=10	
	猪名川町	R1=70	猪名川流域=13	R1=50 and猪名川流域=10	R1=30	猪名川流域=10	
	西脇市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	加古川流域=33 杉原川流域=16 野間川流域=15		R1=30	加古川流域=26 杉原川流域=10 野間川流域=12	
	篠山市	R1=60	篠山川流域=23 東条川流域=18 武庫川流域=15		R1=40	篠山川流域=15 東条川流域=10 武庫川流域=12	
	丹波市	R1=60	加古川流域=37 篠山川流域=16 竹田川流域=25		R1=30	加古川流域=30 篠山川流域=13 竹田川流域=20	
	多可町	R1=60	杉原川流域=12 野間川流域=11		R1=40	杉原川流域=10 野間川流域=9	
	宍粟市	R1=60	菅野川流域=9 伊沢川流域=9 引原川流域=18 千種川流域=13 志文川流域=6		R1=40	菅野川流域=7 伊沢川流域=7 引原川流域=10 千種川流域=10 志文川流域=5	
	市川町	R1=50	市川流域=30	平地地: R3=40 and市川流域=23	R1=30	市川流域=17	
	福崎町	R1=50	市川流域=30		R1=30	市川流域=18	
	神河町	R1=60	小田原川流域=11 越知川流域=14	R1=45and市川流域=14	R1=30	小田原川流域=6 越知川流域=14	
	佐用町	R1=50	千種川流域=22 佐用川流域=17 志文川流域=16		R1=30	千種川流域=16 佐用川流域=14 志文川流域=13	
	明石市	R1=50	明石川流域=18		R1=25	明石川流域=11	
	加古川市	R1=50	法華山谷川流域=9		R1=30	法華山谷川流域=5	
	三木市	R1=60	美藪川流域=23 志染川流域=12		R1=40	美藪川流域=12 志染川流域=10	
	高砂市	R1=50	天川流域=11 法華山谷川流域=11		R1=30	天川流域=6 法華山谷川流域=9	
	小野市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	東条川流域=18 万願寺川流域=18		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	東条川流域=14 万願寺川流域=11	
	加西市	平地地: R1=60 平地地以外: R3=100	万願寺川流域=17 下里川流域=9		平地地: R1=30 平地地以外: R3=60	万願寺川流域=14 下里川流域=7	
	加東市	R1=60	東条川流域=18		R1=40	東条川流域=9	
	福美町	平地地: R1=50あるいは R3=70 平地地以外: R3=70			平地地: R1=30あるいは R3=40 平地地以外: R3=40		
	播磨町	平地地: R1=50 R3=70			平地地: R1=30 R3=40		
	姫路市	R1=50	夢前川流域=16 菅生川流域=8 林田川流域=13 天川流域=8 大津茂川流域=11		R1=30	夢前川流域=13 菅生川流域=6 林田川流域=7 天川流域=4 大津茂川流域=9	
	相生市	平地地: R1=45 平地地以外: R1=60			平地地: R1=20 平地地以外: R1=30		
	赤穂市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	千種川流域=23		平地地: R1=30 平地地以外: R1=40	千種川流域=18	
	たつの市	平地地: R1=50 平地地以外: R1=60	林田川流域=14 栗栖川流域=9		平地地: R1=25 平地地以外: R1=30	林田川流域=9 栗栖川流域=7	
	兵庫県 南部	太子町	R1=50	林田川流域=15 大津茂川流域=9		R1=30	林田川流域=12 大津茂川流域=6
上都町		平地地以外: R1=50	千種川流域=27 安室川流域=7 鞍屋川流域=12		平地地以外: R1=30	千種川流域=20 安室川流域=6 鞍屋川流域=10	
洲本市		平地地: R1=60 平地地以外: R1=70 R3=130	洲本川流域=15	平地地: R1=45 and洲本川流域=10	平地地: R1=40 平地地以外: R1=40 R3=90	洲本川流域=8	
南あわじ市		R1=60	三原川流域=27 大日川流域=20		R1=30	三原川流域=15 大日川流域=16	
淡路市		平地地: R1=60 平地地以外: R3=140			平地地: R1=30 平地地以外: R3=60		
豊岡市		平地地: R3=90 平地地以外: R1=50	竹野川流域=18 福瀬川流域=17 六方川流域=5	平地地: R3=30 and円山川流域=32	平地地: R3=60 平地地以外: R1=30	竹野川流域=14 福瀬川流域=14 六方川流域=4	平地地: R3=20 and円山川流域=32
香美町		R1=90	矢田川流域=16 佐津川流域=10	R3=90and矢田川流域=15	R1=60	矢田川流域=10 佐津川流域=8	
兵庫県 北部	新温泉町	R1=60	岸田川流域=12 久斗川流域=11		R1=30	岸田川流域=10 久斗川流域=9	
	養父市	R1=60	円山川流域=46 八木川流域=19 大屋川流域=18 建屋川流域=12 明延川流域=10		R1=40	円山川流域=37 八木川流域=15 大屋川流域=9 建屋川流域=10 明延川流域=10	
	朝来市	R1=70	円山川流域=22 神子畑川流域=6 市川流域=17	R3=60and円山川流域=20	R1=40	円山川流域=18 神子畑川流域=4 市川流域=9	

雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。
雨量基準欄において「平地地」、「平地地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。

発表基準の見直しによる修正(気象台) 水位観測点
がこれまで暫定的なものであったが、正式決定されたので追記した。

